

「八間堰改修碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
久喜〇一	改修八間堰開碑記	早川光蔵	早川光蔵	斎藤豊

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
—	一九一六・大正五	菖蒲町上大崎	八間堰脇	

一. はじめに

本石碑は、見沼代用水の水利施設である八間堰について、煉瓦や石を素材とした近代的な施設に改修したことを記念して作られたものである。

見沼代用水は、忍領荒木村で、西から来た星川と合流する。星川の水量を加えて南下し、上大崎で二筋に分かれる。代用水本流は南下するが、星川は東へ分流する。この分流地点の下流すぐのところに、堰閘が設けられる。代用水側のものが八間堰で、星川側のものが十六間堰である。このふたつの堰閘の開閉により、代用水の水量を調節した。見沼代用水に設けられた水利施設の中でも、殊に重要なものであった。

○写真1 石碑正面



○写真2 題額（篆書体）



○写真3 「碑記」部分（隸書体）



二. 翻刻並に訳注

■ 翻刻

◎ 題額

改修八間堰新記

見沼之渠蜿蜒貫流田間二十有餘里地有高低渠有屈折匪設堰閘已制其宜則不能徧灌溉也此工距元坎殆一千四百間至北埼玉郡荒木村小見里會星川自是混流五里餘至南埼玉郡大山村上大崎里掘新渠已分流焉星川向東南去本渠南流十有餘里設堰閘於分流下稱八間堰枹堰枹已木材造底長二丈四尺橫四丈八尺高八尺已注南北足立南埼玉三郡之灌域又設堰閘於星川稱十六間享保十三年幕府吏井澤彌惣兵衛所經營也每歲自四月之中至九月初通灌水而常開八間閉十六間會暴雨淫霖潦水漲溢則閉八間開十六間已減水量適于灌田是實本渠之中樞也而木柵耐力弱激流奔突則不免壞崩積土豚而防之如斯者不知其幾度也因欲施堅牢工事已期萬全具案已付組合會議僉贊之於是請埼玉東京兩知事得允可大正二年十二月起工翌年四月竣其製已煉瓦膠灰金石木竹等作堰底設八道之堰閘各長一丈七尺六寸二分高九尺橫五尺一寸加除閘戶已增減水量焉此工用華岡石一千七百三十八箇煉瓦十五萬五百十四箇膠灰六百六十八罇金屬百十五貫砂礫一石一斗三升木材三百九十六本竹一千四百竿藁苞二千五百九十二繩二千八百九十五條土二石八斗莎草一千九百四十四枚使役職工及雜役夫九千六百六十一人置臨督吏三人已能成此工事矣其費實金一萬七千三百一圓有奇而縣出金二千八百七十二圓府出金八百九十五圓已補助之其餘係組合出資是工之成也開閉如意通水得宜自今而後稻田無復乾槁之憂於是始繼

井澤氏之遺業其功用益大而得實永世不朽矣嗟夫灌域之民人冀愈勤其業晝茅宵綯以富家國也茲與組
合會胥謀記堰閘改脩始末已勒石云

大正五年龍集柔兆執徐仲春

從五位勳四等早川光藏撰文並篆額

齋藤 豐書

伊藤敬助鐫

*異体字等

○匪 非。 ○巳 以。 ○冝 宜。 ○此 此。 ○埵 埵。 ○崎 崎。 ○享 享。 ○惣 惣。 ○窶 突。 ○京 京。

○臨 監。 ○奇 奇。 ○勛 勳。

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎ 題額

改修八間堰開碑記。

◎ 碑記

見沼之渠、蜿蜒貫流田間二十有餘里。

地有高低、渠有屈折。非設堰閘以制其宜、則不能徧灌漑也。

此工、距元圀殆一千四百間、至北埼玉郡荒木村小見里、會星川。

自是混流五里餘、至南埼玉郡大山村上大崎里、掘新渠以分流焉。

星川向東南去、本渠南流十有餘里。設堰閘於分流下。稱八間堰杵。

堰杵以木材造、底長二丈四尺橫四丈八尺高八尺、以注南北足立南埼玉三郡之灌域。

又設堰閘於星川、稱十六間。

享保十三年、幕府吏井澤彌惣兵衛所經營也。

每歲自四月之中至九月初、通灌水而常開八間閉十六間。

會暴雨淫霖、潦水漲溢、則閉八間開十六間、以減水量、適于灌田。

是實本渠之中樞也。

而木柵耐力弱、激流奔突、則不免壞崩。積土豚而防之。

如斯者不知其幾度也。

因欲施堅牢工事以期萬全。

具案以付組合會議。

僉贊之。

於是請埼玉東京兩知事、得允可。

大正二年十二月、起工、翌年四月、竣。

其製以煉瓦膠灰金石木竹等、作堰底。

設八道之堰閘、各長一丈七尺六寸二分高九尺橫五尺一寸。

加除開戸以增減水量焉。

此工用華岡石一千七百三十八箇、煉瓦十五萬五百十四箇、膠灰六百六十八罇、金屬百十五貫、砂礫一石一斗三升、木材三百九十六本、竹一千四百竿、蘆苞二千五百九十二、繩二千八百九十五條、土二石八斗、莎草一千九百四十四枚。

使役職工及雜役夫九千百六十一人。置監督吏三人、以能成此工事矣。

其費實金一萬七千三百一圓有奇。

而縣出金二千八百七十二圓、府出金八百九十五圓、以補助之。

其餘係組合出資。

是工之成也、開閉如意、通水得宜。

自今而後、稻田無復乾槁之憂。

於是始繼井澤氏之遺業、其功用益大而得實永世不朽矣。

嗟夫、灌域之民人、冀愈勤其業、晝茅宵綯以富家國也。

茲與組合會胥謀、記堰閘改脩始末、以勒石云。

大正五年龍集柔兆執徐仲春、從五位勲四等早川光藏撰文並篆額。

齋藤豊書。
伊藤敬助鐫。

●訓詁

見沼の渠、蜿蜒^{えんえん}として田間を貫流すること二十有餘里。地に高低有り、渠に屈折有り。堰閘を設けて以て其の宜しきを制するに非ざれば、則ち徧^{あまね}く灌漑する能わざるなり。

此の工、元圀より隔つること殆んど一千四百間にして、北埼玉郡荒木村小見里に至りて、星川に會す。

是より混流五里餘にして、南埼玉郡大山村上大崎里に至り、新渠を掘りて以て流れを分かたす。

星川は東南に向かひて去り、本渠は南流すること十有餘里なり。

堰閘を分流の下に設く。八間堰杵と稱す。

堰杵は木材を以て造る。底の長さ二丈四尺、横四丈八尺、高さ八尺、

以て南北足立南埼玉三郡の灌域に注ぐ。

又た堰閘を星川に設く。十六間と稱す。

享保十三年、幕府の吏井澤彌惣兵衛の經營する所なり。

毎歲、四月の中ばより九月の初めに至るまで、灌水を通じ、常に八間を開きて十六を閉ざす。

暴雨淫霖ありて、潦水漲溢するに會すれば、則ち八間を閉じて十六間を開き、以て水量を減じて、灌田に適せしむ。

是れ實に本渠の中樞なり。

而して木柵は耐力弱く、激流奔突すれば、則ち壞崩を免れず。土豚を積みて之を防ぐ。

斯くのごとくすること其の幾度^{いくたび}なるかを知らず。

因りて堅牢の工事を施し以て萬全を期せんと欲す。

案を具し以て組合會の議に付す。

^{みな}僉之に賛す。

是において埼玉東京兩知事に請ひ、允可を得。

大正二年十二月、工を起し、翌年四月、竣^をふ。

其の製は、煉瓦膠灰金石木竹等を以て、堰底を作る。

八道の堰閘を設く。各々長さ一丈七尺六寸二分、高さ九尺、横五尺一寸。

開戸を加除し以て水量を増減す。

此の工、華岡石一千七百三十八箇、煉瓦十五萬五百十四箇、膠灰六百六十八罇、金屬百十五貫、砂礫一石一斗三升、木材三百九十六本、竹一千四百竿、藁苞二千五百九十二、繩二千八百九十五條、土二石八斗、莎草一千九百四十四枚を用ふ。

使役の職工、及び雜役夫九千六百一十一人。監督吏三人を置き、以て能く此の工事を成せり。

其の費、實に金一萬七千三百一圓有奇。

而して縣、金二千八百七十二圓を出し、府金八百九十五圓を出し、以て之を補助す。其餘は組合の出資に係る。

是の工の成るや、開閉は意のごとく、水を通ずること宜しきを得たり。
今より後、稻田に復た乾槁の憂ひ無し。

是において始めて井澤氏の遺業を継ぎ、其の功用益々大にして實に永世朽ちざるを得たり。

嗟夫、灌域の民人、冀^{こひねが}はくは愈々其の業に謹み、晝^{ひる}は茅とりし宵^{なわ}は絢ないし、以て家國を富まさんことを。

茲に組合會と胥^{とも}に謀り、堰開改脩の始末を記し、以て石に勒すと云ふ。

大正五年龍集柔兆執徐仲春、從五位勲四等早川光藏撰文並びに篆額。

齋藤豊書す。

伊藤敬助鐫す。

●人物

○井澤彌惣兵衛 承応三（一六五四）年から元文三（一七三八）年。紀伊国溝ノ口の豪農の出身。元禄三（一六九〇）年に紀州藩の徳川光貞に召し出される。のち藩主徳川吉宗の命を受け、紀の川流域の新田開発を行う。吉宗が將軍となると全国的な灌漑や新田開発を命じられた。主な事業として、見沼開発の他に、多摩川改修、下総国手賀沼新田開発、木曾三川改修などがある。

○早川光藏 弘化四（一八四七）年から大正五（一九一五）年。号は藍澳。多門寺村（現加須市）の出身。明治六（一八七三）年羽生学校長となり、一旦千葉県に転じたが、同（一八七七）十年に埼玉県にもどり、衛生課長などを経て、同三十（一八九七）年から十八年間、北葛飾郡長と北足立郡長をつとめた。病のため大正四（一九一四）年に官を辞し、翌年亡くなった。漢詩文にすぐれ、第二代埼玉県令白根多助を中心とする漢学ネットワークの一翼を担っていた。詩文集に「藍澳遺稿」があり、本碑文を収録する。

○齋藤豊 伊藤敬助 不詳。行田市元塚公園にある「撤見沼渠増坎碑」も「齋藤豊書、伊藤敬助雋」である。

●注

○蜿蜒 屈曲しながらうねうねと長く続くさま。

○堰開 堰を持ち水量を調節することのできる水門。

○此工 工は、土木建築事業。見沼代用水事業を指す。

○北埼玉郡荒木村小見里 今の行田市大字荒木。

○星川 利根川水系の一級河川。熊谷市内を源とし、東に流れて見沼代用水と合流する。ここまでを上星川という。今の久喜市菖蒲と上大崎の境で見沼代用水から分流する。これ以下を下星川という。東南に流れ、白岡市と蓮田市の境界で元荒川に注ぐ。

○南埼玉郡大山村上大崎里 今の久喜市大字上大崎。

○享保十三年 西暦一七二八年。

○經營 設計して都市や家屋を造る。

○暴雨 激しい雨。

○淫霖 長雨。

○潦水 大雨であふれた水。

○漲溢 みなぎってあふれ出る。

○土豚 防水や築城のための土を詰めた袋。土囊。

○萬全 すべてが完全で手落ちがない。

○組合會 見沼代用水の管理は、明治以降は官営の時代を経て、明治十九年に設立された受益者農民の組織である「見沼代用水路水利土功会」が担うこととなった。同会は、同三十七年に「見沼代用水路普通水利組合」へと発展的解消。以後、昭和二十九年の見沼代用水路土地改良区成立まで普通水利組合が管理した。組合執行部の長を組合管理者といい、議決機関（評議会のようなもの）を組合会といった。また組合会のメンバーを議員といった。なお初代の組合管理者は、北足立郡長の早川光蔵が任命された。

○大正二年 西暦一九一三年。

○膠灰 セメント。

○砂礫 砂利、土砂。

○藁苞 わらで造った俵。土囊にする。

○莎草 かやつりぐさだが、いわゆるスゲ（菅）のことだろう。防水用の素材か。

○得實永世不朽 堰閘が永世不朽であり、それを創設した井沢氏の偉大さも永世不朽となるということだろう。

○晝茅宵綯 「詩經」幽風・七月に「（取り入れを済ませた十月以降の仕事として）上入執宮功、晝爾于茅、宵爾索綯（村へ帰って室内での仕事をせよ。あなたは昼は茅を取りに行き、夜にはそれで縄をなえ）」とある。農閑期とて怠らず、年中農業に従事すること。

○大正五年 西暦一九一六年。

○龍集 龍は太歳（木星）、集は宿り。太歳は一年で天空を回るので、龍集で一年。歳次。干支を導く表現。

○柔兆 太歳が丙にある。

○執徐 辰年。

○仲春 二月。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【見沼代用水の水量調節】

見沼代用水は、田圃の間を延々と貫流して続くこと二十里あまりある。その間、土地に高低があるので、それに基づいて用水路も屈曲するところがある。そこで水を堰き止める堰の機能を持った水門を設けて、丁度よい水量をコントロールするようにしなければ、灌域全体にあまねく水を供給することはできない。

【見沼代用水上流の重要施設、堰閘】

見沼代用水路は、取水口である元塚から、ほぼ千四百間の位置の北埼玉郡荒木村小見里に至って、星川と合流する。そこから五里あまりは同じ流れであり、南埼玉郡大山村上大崎里に至って、新たな水路を穿ち、星川と分流する。

ここから星川は東南へと流れ去るが、代用水の本流はさらに十里あまり南流する。

そして分流地点の下流に堰閘が設けられている。代用水の下流のものを八間堰杵と言う。堰杵は木製で、底の長さ二丈四尺、横四丈八尺、高さ八尺である。これにより、南北足立南埼玉の三郡の灌域に水を供給するのである。

また星川側にも堰閘を設け、十六間堰と称した（このふたつの堰閘によって、大用水路の水量を調節したのである）。

このふたつの堰閘は、享保十三年、幕吏である井澤彌惣兵衛が設計し造営したものである。

【堰閘の働き】

毎年、四月の中ばから九月の初めに至るまでは、灌漑用水を通すために、八間堰は常にかいておき、十六間堰は閉ざしておく。

急な激しい雨や、長雨により、水路の水がみなぎってあふれそうになったならば、八間堰を狭めて十六間堰を開く。それによって星川に水を流して代用水の水量を減らし、灌漑用水として適度な量に調整するのである。

この八間堰・十六間堰こそ、見沼代用水路の中核ともいうべき施設なのである。

【木製堰閘の弱点】

しかしながら、木製の堰閘であれば、耐性に乏しく、激しい流れが激突すれば、崩壊も免れなかった。かろうじて土嚢を積み上げて、崩壊を防いだというありさまだった。

このような危機と応急的な措置は、一体何度繰り返されたか分からないほどだった。

【近代的施設への改築の企て】

そこで水利組合管理者であり、北足立郡長でもある私早川光蔵は、堅牢にする工事を施工して、完全で完璧な堰閘に改築しようと企てた。

そして改築計画案を水利組合会へ議題として提出したところ、満場一致で賛同を得た。かくして埼玉県知事・東京府知事に事業申請をし、認可を得た。

そこで大正二年十二月、工事を開始し、翌四年四月、工事は完成した。

【堰閘の仕組み】

堰閘の製造については、煉瓦・セメント・金属・石・木・竹等を用いて、堰の底部を作成する。その上に、八門の堰閘を設ける。それぞれ長さ一丈七尺六寸二分、高さ九尺、横五尺一寸である。その八つの閘の戸を適宜開閉して水量を増減させるのである。

【工事資材】

この工事に要した資材は次の通り。華岡石一千七百三十八箇、煉瓦十五万五千四百箇、セメント六百六十八罇、金属百十五貫、土砂一石一斗三升、木材三百九十六本、竹一千四百竿、土嚢二千五百九十二、縄二千八百九十五條、土二石八斗、菅一千九百四十四枚。

【従事者】

使役の職工及び雑役夫は九千百六十一人。監督の役人三人を置き、その指導監督の下、工事を完成させることができた。

【工事費用とその負担】

工事費用は、全体で金一万七千三百一円あまりであった。このうち埼玉県が金二千八百七十二円あまりを、東京府が金八百九十五円あまりを拠出して、補助とした。その他の一万三千五百円あまりは、水利組合からの出資である。

【改築工事の効果】

この堰閘改築工事が完成すると、閘門の開閉は意のままであり、通水もまったく適宜なものとなることができた。自今以後、見沼の稲田は、二度と水不足で枯れ果てるという心配をする必要がなくなるのだ。

【井沢氏の遺業の継承と未来への伝承】

このように堰閘が堅牢でいつまでもその働きを続けられるようになってこそ、堰閘を創設した井沢氏の遺業を継承していると言える。一方その効用が益々大きくなることで、堰閘の存在意義は永世不急なものとなり、またその創設者である井沢氏の偉大さも永世不朽なものとして伝えられるのだ。

ああ、見沼代用水の灌漑を受ける人々よ、どうか益々それぞれの生業に励み、（農繁期の野良仕事はもちろんのこと）農閑期においても昼は茅を取り集めに行き、夜はそれで縄をなうという室内での農業に従事せよ。そしてそれによって、我が家と、我が国家とを富裕なものとしていくことを冀うばかりである。

【建碑の企て】

かくして私は水利組合会とあい謀り、堰閘改修の顛末を文章化し、それを石に刻んで残そうとしたのである。

【記事】

大正五年丙辰の歳二月、従五位勲四等早川光藏が撰文し、あわせて篆額を揮毫した。

斎藤豊が碑文を書いた。

伊藤敬助が鐫刻した。

三．資料

（一）「新編武蔵風土記稿」（文政十三（一八三〇）年）卷之二百八 埼玉郡之十

◎上大崎村

○星川

「北を流る、幅二間村の乾の方にて二派となれり、其一流は三沼代用水堀にて、享保十三円寛播磨守、及び井澤彌惣兵衛奉りて掘割し所なり、此分流口へ二ヶ所の堰梓を設く、一は長八間、横二間、一は長十六間、横三間あり、本流の方は黒沼及笠原の用水となり、分流は郡中及び隣足立郡の用水に沃げり」

四．主な参考資料

①翻刻と訓訳

・「見沼代用水沿革史」（一九五七）（「見沼土地改良区史」に再録）

②翻刻

・「埼玉県市町村誌」（一九七五）

・「いしぶみ 碑に刻まれた埼玉の土地改良」（一九八三）

・「伊奈町史資料調査報告書 第三集 伊奈町の金石文」（一九八七）

③本文

・「藍澳遺稿」

④論文など

・「見沼代用水沿革史」（一九五七）

・「見沼土地改良区史」（一九八七）……右記を継承加筆

二〇二五年九月 薄井俊二訳す